

違反者講習実施要綱の制定について（概要）

（平29年3月8日 鹿免管第432号）

本通達は、悪質危険性の高い者の排除を徹底する一方、一定の違反行為をし、危険性が相対的に低く、講習による改善が期待できる者に対しては、一定の講習を受けることを義務付けることとし、講習を受けた場合には、行政処分を行わないこととする違反者講習の実施要領について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 講習の目的
- 講習の委託
- 講習対象者
- 講習の実施方法

等である。